

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

平成 25 年 4 月から変わること

< 有期労働契約、高年齢者雇用、障害者雇用等 >

発行日 : 2013 年 3 月 7 日 No. 101

発行元 : 社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
ヒロビル 2F
TEL : 03-5775-0762 FAX : 03-5775-0763
E-mail : h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>

過去のレポートでも取り上げましたが、昨年労働関係法制の重要な改正が続き、平成 25 年 4 月より有期労働契約や高年齢者雇用等のルールが大幅に変わります。本号では、平成 25 年 4 月の改正点をまとめて整理し、それぞれの実務対応について解説したいと思います。

1. 有期労働契約

パートや契約社員等に対する有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)へ切り替わるという制度が平成 25 年 4 月よりスタートします。

それでは、今 5 年以上勤めているパートがすぐに無期労働契約になるのか、と思われる方もいますが、この「通算 5 年」の集計は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約から対象となります。それ以前の期間は計算に入れなくて大丈夫です。なお、無期労働契約への転換後の労働条件は原則として直前の有期労働契約と同じとなります。

【実務対応】

◆まず無期契約への転換を行うか、行わないか、会社の方針を決めます。行わないのであれば、有期契約の更新回数の上限を 5 年以内にあらかじめ定めておき、労働条件通知書等で明記しておきます。なお、その場合は正社員登用制度を整備する等、有期契約労働者のモチベーション低下を防ぐための方策も同時に検討しておくのがよいでしょう。

一方、無期契約への転換を認める場合には、無期転換後の処遇をどうするか整理しておく必要があります。できれば無期転換者用の就業規則を作成しておいた方がよいと思われます。

◆この改正労働契約法では、雇止め(契約期間満了)時のルールが規定化され、合理的な理由がない場合は雇止め自体が無効になることが明確になりました。労働者の意識も高まることが予想されます。安易な雇止めを避けるとともに、契約期間満了前に労働条件通知書を使って契約更新手続きをきちんと行っておくことが大切です。

2. 高年齢者雇用

65 歳までの継続雇用について、労使協定により対象者の条件を定めることが可能でしたが、平成 25 年 4 月よりこの選別が原則としてできなくなります。ただし、現在労使協定により継続雇用対象者に条件をつけている企業については、段階的に引き上げられる老齢厚生年金の支給開始年齢に合わせて、従来の労使協定による対象労働者を選別できる経過措置が設けられました。

- ・H.25.4.1~H.28.3.31: 61 歳以上は限定可能
- ・H.28.4.1~H.31.3.31: 62 歳以上は限定可能
- ・H.31.4.1~H.34.3.31: 63 歳以上は限定可能
- ・H.34.4.1~H.37.3.31: 64 歳以上は限定可能

【実務対応】

◆すでに希望者全員を 65 歳まで再雇用する制度や定年年齢を 65 歳以上にしている企業は、就業規則の変更等の対応は特に必要ありません。

◆選別基準を定めるつもりだが労使協定は未作成、という場合には 3 月中に労使協定を作成し、就業規則変更届を労働基準監督署へ提出してください。法施行前に行わないと今後基準を設けることができないのでご注意ください。

◆定年後の継続雇用時に給与が大幅に変わる場合には、社会保険の同日得喪手続きを忘れずに行いましょう。同日得喪とは社会保険の資格喪失と資格取得を同時に行う手続きです。給与改定時に行う月額変更手続きと異なり、給与改定後 3 ヶ月待たずに保険料の変更ができます。

3. 障害者雇用

企業は常用労働者数の一定割合(障害者雇用率)以上の身体障害者または知的障害者を雇用することが義務付けられています。この障害者雇用率は現在 1.8%ですが、平成 25 年 4 月から 2.0%へ引き上げられます。

障害者雇用率を達成できなかった場合、常用労働者数が 200 人超の企業は、不足数 1 人につき、原則として月額 50,000 円(300 人以下の企業は当面 40,000 円)の障害者雇用納付金を支払う必要があります。

【実務対応】

◆平成 27 年 4 月より、常用労働者数 100 人超 200 人以下の企業についても納付金の適用対象となります。来年にかけて戦力として使用できる障害者の奪い合いが予想されます。早めに障害者雇用対策を取られることをお勧めします。

4. 社会保険料関係

4 月は社会保険料の改定時期ですが、平成 25 年度は労災保険料、雇用保険料、健康保険料(協会けんぽ)ともに変更はありません。なお、健保組合については変更の可能性がありますので個別にご確認ください。顧問先企業へは弊所よりご案内させていただきます。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・所得税の確定申告(3 月 15 日まで)
- ・36 協定、他労使協定の更新準備(4 月更新の場合)

● コラム ●

平成 25 年 2 月より弊所は第 9 期目に入りました。あっという間です。ずいぶん前に社会保険労務士試験に合格していた職員 2 人も 2/1 付で正式に社会保険労務士の登録をしました。今後は所属社会保険労務士 3 名で活動していきますので、よろしく願います(普段のやり取りで特に変わることはありません)。今期は念願の女性職員を迎え入れることを目標にさらに精進してまいりたいと思います。(山口)